

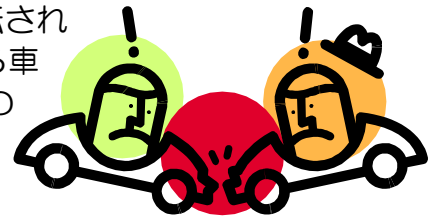
今月の言葉

思いやりのある言葉を使いましょう。

総務部

年末年始の交通事故防止について ~シンセロより~

年末年始は年間で一番交通事故が多くなる時期です。普段車を運転されない方々が帰省や行楽、買い物等で車を運転する様になり、普段から車を使い運転慣れた人のとの運転技術や道路情報の差がある事が事故の原因の一つだと考えられています。日没も早くなっている為、早めのライト点灯や場所によっては路面の凍結によるスリップにも注意し、いつも以上に慎重な運転を心掛ける様にして下さい。



日本国外に住む親族の扶養控除について

平成 28 年 1 月 1 日より日本国外に住む親族を扶養に入れる場合には「親族関係書類」と「送金関係書類」を提出しなければなりません。特に送金に関してはこれまでより厳格にルールが変更になりましたので、ご確認ください。

○「送金関係書類」は①外国送金依頼書の控えや②クレジットカードの利用明細書が該当します。現金で送金している場合は「送金関係書類」が無いことになり、扶養控除等を受ける事はできません。

○複数の国外居住者の親族を扶養に入れる場合には、その親族ごとに送金する必要があります。したがって、たとえば、国外に住む妻と子について、妻に一括して生活費を送金している場合には、その「送金関係書類」は妻の送金証明となりますが、子の送金証明とはなりません。

○「送金関係書類」は、その年に送金したすべてを提出または提示する必要があります。ただし、扶養家族一人につき年 3 回以上送金している場合には、その年の最初と最後に送金した際の送金関係書類を提出または提示することにより、それ以外の提出を省略できます。この場合、省略した分についてはしっかり保管をしてください。

今回の年末調整で扶養控除申告書に記入していても、送金関係書類が提出されないため扶養控除できなかった方がいます。もし、その他の扶養家族への送金書類を持っている場合や、扶養控除の内容に疑問のある方は、来年の 2 月～3 月に行われる確定申告をお願い致します。



年末年始のお休みについて

年末年始は 2016 年 12 月 29 日 (木) ~ 2017 年 1 月 5 日 (木) まで事務所はお休みになります。皆さんは年末年始をどのように過ごす予定ですか。普段は仕事の緊張感から節度ある生活が維持できますが、長期の休暇ではそのリズムが狂いがちになります。来年も元気に仕事ができるように過ごしましょう。

